

「笠岡湾干拓地の農業の振興に関する計画」の検証結果について（令和元年度）

1 「農業の振興に関する計画」について

「農業の振興に関する計画」とは、農業振興地域の整備に関する法律（以下「農振法」という。）施行規則（以下「規則」という。）第4条の5第1項27号に基づく計画（以下「27号計画」という。）で、市の農業振興策として農業振興地域整備計画を補完するものです。

農振法では、土地改良事業等の完了から8年未経過の農地については、農用地区域の変更ができないとされていますが、当該計画に「地域農業の振興に資する施設」として位置づけられた施設の用に供する場合は、農用地利用計画の変更が可能とされています。

2 定期的な検証について

27号計画に位置づけられた施設は、規則第4条の5第1項27号ハの定めにより、当該施設が地域農業の振興に寄与し、その特性に応じた総合的な農業振興に必要なものであるか否かについてを、定期的に検証することとされています。

3 対象施設

施設の種類	バイオマスプラント（木質）
施設の位置	笠岡市平成町
施設の規模	30,042 m ²
計画策定期期	平成29年7月
建設完了時期	平成31年3月
農業振興の方策・目標	高効率な環境制御システムを用いた大規模な園芸施設で野菜の周年栽培を行い、品質と合わせて高付加価値の作物を栽培・出荷する。また、この施設の運営に必要なとなる、膨大な電力や二酸化炭素、温熱等を低コストで供給するため、それらを最も効率的に供給することができる施設としてバイオマス発電施設を併設し、大規模園芸施設の安定的な運営を行うことで、地域経済の活性化及び農業による雇用確保を図る。

4 検証結果

検証時期	令和2年3月
検証結果	バイオマスプラント及び園芸施設の建設が完了し、施設の稼働が開始されたが、除湿プラントをはじめ、一部施設では現在も調整作業が続けられている。 施設の運営に不可欠となる電力や二酸化炭素、温熱等についての検証結果については以下のとおり。
電力	コストの低減は図れていないが、木質バイオマスを利用した再生可能エネルギーによる発電で得られた自家発電電力を使用することで、膨大な電力の安定的な供給は図られている。
二酸化炭素	二酸化炭素の市場購入価格に対し、概ね5割のコスト低減が図られている。
温熱	除湿プラントが調整により未稼働状態にあるため、想定していた効果は得られていない。早急な稼働開始が求められる。

目標の達成状況	施設の運営に不可欠である電力や二酸化炭素、温熱等における目標の達成状況については、以下のとおりである。	
低コスト (電力)	発電量	総発電量については、概ね目標どおりの発電量となっている。
	供給量	プラントから施設への供給量及び利用率は、目標値を下回っており、達成されていない。
	電気代	電力会社からの購入と比較して、低コスト化は図れていない。
	全体比率	計画内で目標とした施設全体での利用率は達成されていない。
	内部留保	売電による内部留保の造成率についても、達成されていない。
低コスト	二酸化炭素	プラントから施設への供給量及び利用率は、概ね目標値を達成できている。今後もこの状況を維持されたい。
高単収	栽培している各種品目ともに、年度途中からの作付け開始であったため、達成されていない。	
農業人口増	常時雇用・臨時雇用ともに概ね雇用目標は達成されている。今後もこの状況を維持されたい。	
高付加価値	優位性栽培及び安定、安全面での高付加価値については、現時点で目標値には達していない。	
利用効率	蒸気及び二酸化炭素の利用効率自体は目標値に達しているものの、プラント施設全体での利用効率については、目標を達成していない。	
ヤード稼働率	ヤードの最大稼働率は90%と、目標稼働率は達成されている。今後もこの状況を維持されたい。	